

○亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱

平成22年4月1日

告示第56号

(平27告示179・題名改称)

改正 平成27年9月4日告示第179号

令和3年4月1日告示第62号

(趣旨)

第1条 市長は、地域における適切な介護サービスの提供体制を促進するため、京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱（平成22年京都府告示第27号。以下「京都府要綱」という。）に基づき、民間事業者に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(平27告示179・一部改正)

(補助対象及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象は、京都府要綱第2条各号に掲げる事業を行う民間事業者とする。

2 補助対象事業及び対象施設並びに補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費及び補助率は、京都府要綱別表に定めるとおりとする。

(平27告示179・一部改正)

(事前協議)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付申請事前協議書（別記第1号様式）により、市長と協議しなければならない。

(平27告示179・一部改正)

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとし、市長が別に定める期日までに事業計画書及び収支予算書その他の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請書等の記載事項の変更)

第5条 前条の申請に係る計画内容を変更しようとするときは、規則第8条に基づき変更の計画内容及びその理由を記載した計画内容変更承認申請書（別記第3号様式）をあらかじめ

め市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、市長が別に定める期日までに事業実績書及び収支決算書その他の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第7条 規則第11条の規定により補助金の確定を受けた者は、亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(平27告示179・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成27年告示第179号）

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年告示第62号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地
法人名
代表者名

亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付申請事前協議書

亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金について、亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、事前協議書を提出します。

記

1 対象事業、申請予定額等

| 対象事業 | 対象施設 | 施設の名称 | 交付申請予定額(円) |
|------|------|-------|------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 交付申請予定額算出内訳書

3 事業計画書及び収支予算書

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地
法人名
代表者名

亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付申請書

亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金の交付を受けたいので、亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 対象事業及び申請額

| 対象事業 | 対象施設 | 施設の名称 | 交付申請額(円) |
|------|------|-------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 交付申請額算出内訳書

3 関係書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) その他市長が指示する書類

※施設整備の場合

- ①位置図
- ②室名及びその面積を明らかにできる表
増築、改築及び改修の場合は、既存建物との関係を明示してください。
- ③施設の配置図及び各階の平面図
増築、改築及び改修の場合は、既存建物との関係を図面上に明示してください。
- ④建物及び敷地の権利関係書類(登記簿、賃貸借契約書等)
- ⑤現況写真等

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地
法人名
代表者名

計画内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったことについて、次のとおり計画内容の一部を変更したいので、亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、承認いただくよう申請します。

記

| 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|------|-----|-----|------|
| | | | |

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地
法人名
代表者名

亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金に係る事業実績を亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象事業及び経費

- (1) 対象事業
- (2) 施設の種類
- (3) 完了年月日 年 月 日
- (4) 要した経費 円
- (5) 補助金交付決定額 円

2 内訳書

3 関係書類

- (1) 事業実績書及び収支決算書
- (2) その他市長が指示する書類

※施設整備の場合

- ①建築確認申請時提出図面一式(各完成図面)
- ②着工から完成までの写真
- ③補助対象経費関係契約書及び領収書等の写し等

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地
法人名
代表者名

亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定を受けた亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金について、亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

補助金交付請求額 金 _____ 円

別記第1号様式（第3条関係）

（平27告示179・令3告示62・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（平27告示179・令3告示62・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平27告示179・令3告示62・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（平27告示179・令3告示62・一部改正）

第5号様式（第7条関係）

（平27告示179・令3告示62・一部改正）